

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案要綱

第一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

一 基本方針及び基本構想の規定事項の拡充

都道府県知事が定める農業経営基盤強化促進基本方針及び市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想に農業を担う者の確保及び育成に関する事項等を定めるものとする。

(第五条第二項及び第六条第二項関係)

二 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

(一) 都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、農業経営の助言、指導等を行う農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備するものとする。

(第十一条の十一関係)

(二) 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、相互に連携協力し、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な援助等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第十一条の十二関係)

三 農業経営改善計画に係る農地法等の特例

- (一) 農業経営改善計画には、農業用施設の整備に関する事項を記載することができるとし、同意市町村等は、当該事項が農地の転用の許可を必要とするものであるときは、都道府県知事等に協議し、その同意を得なければならないものとする。この場合において、認定農業者が当該農業用施設を整備するときは、許可があつたものとみなすものとする。

(第十二条、第十三条の二及び第十四条関係)

- (二) 株式会社日本政策金融公庫が認定農業者に貸し付ける農業経営の安定に必要な資金等の据置期間は、二十年等を超えない範囲内で、同公庫が定める期間とすること。

(第十三条の三関係)

四 地域計画

- (一) 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（以下「機構」という。）、農業協同組合、土地改良区その他の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(第十八条関係)

(二) 地域計画の策定

1 同意市町村は、(一)の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとし、農業の将来の在り方、当該在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めるものとする。

（第十九条第一項及び第二項関係）

2 同意市町村は、1の目標として地域計画の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

（第十九条第三項関係）

3 地域計画は、農業経営基盤強化促進基本構想に即するとともに、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要な基準に適合するものでなければならないものとする。

（第十九条第四項関係）

4 同意市町村は、農業委員会に対し、2の地図の素案を作成するよう求め、農業委員会は、農用地を保有し、利用する者の農業上の利用の意向等の情報を勘案して、当該素案を作成するものとする。

こと。この場合において、農業委員会は、必要があると認めるときは、機構その他の関係者の協力

を求めることができるものとする。

(第二十條關係)

(三) 農業委員会による利用権の設定等の促進等

- 1 農業委員会は、地域計画の達成に資するよう、その区域内の農用地等の所有者等に対し、機構に利用権の設定等（利用権の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託をいう。以下同じ。）を行うことを積極的に促すものとし、当該所有者等は、農用地等について機構に対する利用権の設定等を行うように努めるものとする。

(第二十一條關係)

- 2 同意市町村は、地域計画の区域内の農用地等について機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、その所有者等に対し、利用権の設定等に関し機構と協議すべきことを勧告するものとする。

(第二十二條の二關係)

(四) 提案に基づく地域計画の特例

- 1 農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、同意市町村に対し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（農用地区域内に限る。2において「対象区域」という。）内の農用地等について、機構及び所有者等の三分の二以上の同意を得て、所有者等から利用権

の設定等を受ける者を機構とする旨の事項を地域計画に定めることを提案することができるものとする。この場合において、同意市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案をした者に通知しなければならないものとする。

（第二十二條の三關係）

2 1の事項が定められている地域計画の対象区域内の農用地等の所有者等は、機構以外の者に利用権の設定等（農作業の委託を除く。）を行ってはならないものとし、機構は、当該所有者等から利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

（第二十二條の四第一項及び第二項關係）

3 機構は、2の申出（利用権の設定に係るものに限る。）をした所有者等から同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、当該利用権の設定を行うものとする。

（第二十二條の四第三項關係）

(五) 地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の策定等

1 機構は、地域計画の区域内の農用地等について第二の二の(一)の農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないものとする。

(第二十二条の五関係)

2 都道府県が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により、地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合には、その対象に機構が農業の経営又は農作業の委託を受けている農用地を含めるものとする。

(第二十二条の六関係)

3 農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が四の2の地域計画の区域内にあるときは、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該計画の有効期間が満了している場合に限り、することができるものとする。

(第二十二条の八関係)

五 委託を受けて行う農作業の実施の促進

(一) 同意市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農作業受託事業を実施する者による情報の提供の促進及び農業に関する団体が行う農作業の委託のあっせんの促進等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第二十六条の二関係)

(二) 農業協同組合は、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする。

(第二十七条関係)

(三) 国及び地方公共団体は、農作業の効率化に資する先端的な技術の情報の提供等を行うように努めるものとする。

(第二十八条関係)

第二 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

一 農地中間管理事業の拡充等

(一) 農地中間管理事業として、農用地等について農業の経営又は農作業の委託を受けること及び当該委託を受けている農用地等についてこれらの委託を行うものとする。

(第二条第三項関係)

(二) 農地中間管理事業規程の都道府県知事認可の要件として、地域計画の区域については機構が農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れ、地域計画の達成に資することを旨として農用地等の貸付け等を行うことを追加すること。

(第八条第三項第三号及び第四号関係)

(三) 機構は、農用地等の借受け等を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和

に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うとともに、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に行うものとし、借受けを希望する者の募集等に関する規定を廃止すること。（第十七条関係）

二 農用地利用集積等促進計画の策定

(一) 農用地利用配分計画と農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画を統合し、機構は、農地中間管理事業の実施により、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとする事。（第十八条第一項関係）

(二) 機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ、農業委員会等の意見を聴かなければならないものとする事。（第十八条第三項関係）

(三) 都道府県知事が(一)の認可をし、その旨の公告があつたときは、農用地利用集積等促進計画の定めるところによって(一)の権利が設定され、若しくは移転し、又は農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなすものとする事。（第十八条第八項及び第九項関係）

(四) 農業委員会は、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを機構に対し要請することができるも

のとし、機構は、当該要請の内容を勘案して同計画を定めるものとする。

(第十八条第十一項及び第十二項関係)

三 その他

(一) 共有者不明農用地等について、農用地利用集積等促進計画により機構に設定される賃借権等の存続期間の上限を四十年とするものとする。

(第二十二條の二第一項関係)

(二) 第一の四の(一)による協議の場の設置に伴い、農業者等による協議の場の設置等に関する規定を廃止すること。

(旧第二十六條関係)

第三 農業委員会等に関する法律の一部改正

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めなければならないものとする。

(第七條第一項関係)

第四 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められない場合には、地域計画の区域内の土地を農用地区域から除外することができないものとする。

(第十三條第二項関係)

第五 農地法の一部改正

一 農地等の権利取得に当たつての下限面積の要件を廃止すること。
(旧第三条第二項第五号関係)

二 遊休農地について、都道府県知事の裁定により機構に設定される賃借権の存続期間の上限を四十年とするものとする。
(第三十九条第三項関係)

第六 農業協同組合法の一部改正

農業協同組合等が農業の経営を行うには、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を経なければならないものとする。
(第十一条の五十第三項関係)

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 同意市町村は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、地域計画を定めることができるものとする。
(附則第四条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。